

重 度 心 身 障 害 等	<p>1. 特別児童扶養手当 1 級の支給開始月の前月初日</p> <p>2. 国民年金（障害基礎年金）（1級）証書による支給開始月の前月の初日</p> <p>3. 省令別表 1 級、2 級又は 3 級の障害程度に該当する手帳の交付を受けた日の属する月の初日</p> <p>4. 知能指数が 35 以下と判定された日の属する月の初日</p> <p>5. 省令別表の 3 級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受け、かつ、知能指数が 50 以下と判断された日のいずれか後の日の属する月の初日</p> <p>6. 上記（5）カに掲げる障害年金証書等による支給開始月の前月の初日</p>	<p>1. 特別児童扶養手当 1 級の受給資格喪失日</p> <p>2. 国民年金（障害基礎年金）（1級）失権の日</p> <p>3. 省令別表の 1 級、2 級又は 3 級の障害程度に該当しなくなつた日</p> <p>4. 知能指数が 35 を超えると判定された日</p> <p>5. 省令別表の 3 級の障害の程度に該当しなくなつた日か、知能指数が 50 を超えると判定された日のいずれか早い日</p> <p>6. 上記（5）カに掲げる傷害年金等失権の日</p>
---------------------------------	---	---

6 医療福祉費受給者証の交付等

(1) 市町村長は、医療福祉費の支給を受けようとする者からあらかじめ申請書を提出させ医療福祉費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付をしておくものとする。

この申請書には、次の書類を添付して提出させるものであること。ただし、アの場合にあっては被保険者証の提示、イの場合にあっては母子健康手帳の提示、エの場合にあっては児童扶養手当証書又は、特別児童扶養手当証書の提示、カの場合にあっては手帳、特別児童扶養手当認定証書、国民年金証書又は障害年金証書等の提示があったときは、それぞれア、エ又はカの書類の提出があったものとみなして取り扱うものであること。

ア 社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者にあっては、その旨を証する書類

イ 妊産婦にあっては、その妊娠を証明する書類

ウ ひとり親家庭にあっては別に定める調書

エ ひとり親家庭の子で児童扶養手当法施行令別表 1 に定める障害の状態にある児童にあっては、その障害の程度を証する書類

オ ひとり親家庭の子で別表に定める学校に在学している児童にあっては、その在学を証明する書類

カ 重度心身障害者等にあっては、その障害の程度を証する書類

なお、上記ア又はイの書類に記載されている事項等について、市町村の諸公簿により確認できるときは、添付書類を省略させることができるものであること。

(2) 受給者証を発行したときは、妊産婦、乳児、幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等（65歳以上の重度心身障害者等（以下「65歳以上重度」という。）を除く。以下（3）において同じ。），65歳以上重度に對象者を分類し、その分類別に對象者の生年月ごとに別葉とした對象者名簿又は對象者台帳を整理しておくこと。

(3) 受給者証の記号番号は、老人保健法における設定方法を参考に設定すること。ただし、記号については、3ヶタの記号の頭文字を對象者の分類ごとに、次の例示するところにより設定されたいこと。

(水戸市の例)

妊	産	婦	茨-601				
乳		児	茨-101	幼	児	茨-201	
母子家庭の母子			茨-801	父子家庭の父子			茨-701
重度心身障害者等			茨-301	65歳以上重度		茨-501	

(4) 申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を待たなくとも受給者証を交付することができるものとすること。この場合においては、下記に掲げる事項のいずれにも該当するときに限られるものであること。

ア 対象者及びその父母、配偶者、扶養義務者の所得が住民税課税台帳によって確認できること。

イ 対象者の住所が当該市町村の区域内にあると客観的に認められること。

ウ 対象者の年齢が住民基本台帳等によって確認されること。

エ 対象者について医療保険加入者であることを国民健康保険被保険者台帳その他他の公簿で確認できること。

オ 母子家庭の子で児童扶養手当法施行令別表1に定める障害の状態にある児童にあっては、児童扶養手当受給者台帳、特別児童扶養手当受給者台帳等で確認出来ること。

カ 重度心身障害者等については、特別児童扶養手当受給者台帳、身体障害者台帳、身体障害者手帳交付名簿、障害福祉年金受給権者名簿、障害年金受給権者名簿等で確認できること。

なお、上記により申請書の提出を待たないで受給者証を交付する場合は、当該対象者ごとに申請書用紙の当該記載欄にそれぞれ確認した旨を記入して確認者が押印しておくとともに、すみやかに申請書提出の手続きをとらせること。

7 医療福祉費の支給

(1) 医療福祉費は、受給者の申請に基づき支給するものであるが、医療福祉費支給申請書には、次に掲げる書類を添えて提出させるものであること。

ア 受給者証

イ 医療機関等の発行する領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書。

ただし、療養費支給決定通知書又は附加給付金支給決定通知書がある場合には、これをもって支給証明書にかえることができる。

(2) 医療福祉費支給申請書に基づいて対象者名簿等により対象者であることを確認したときは、医療に要した費用の額から保険給付の法定給付分及び附加給付分その他法令等に基づく医療に関する負担分を差し引いた額を支給するものであること。

8 他制度との給付の調整

(1) この制度の運用にあたっては、公費負担医療制度（別表5参照）による医療の給付を受けられる者については、その公費負担医療制度の適用を受けるよう指導すること。

なお、その公費負担医療制度に所得制限があることにより、本人又は扶養義務者の所得が制限額をこえる場合は、その医療費について自己負担することになるので、その自己負担相当分について医療福祉費を支給するものであること。

(2) 児童福祉施設（別表6参照）に収容されている者の医療費については、すべて児童福祉法に定めるところにより負担されるので、施設内においてはこの制度の適用の余地はないものであること。

9 その他

次に掲げる場合は、市町村長の定めるところにより、その申請者又は対象者に対し通知するものとすること。この場合において、却下、不交付、不承認等の決定通知書には、行政不服審査法に基づき異議申立てができる旨を付記しなければならないものであること。

ア 受給者証の交付申請に対し、却下、不交付、保留等の決定又は処置をとったとき

イ 医療福祉費の支給申請に対し、却下、不承認、一部不承認、保留等の決定又は処置をとったとき。

ウ 受給事由が消滅したとき（通常は、母子家庭の母子であることの認定に限定される。）

別表1 (第2の2(3)) 配偶者のない女子の定義

配偶者のない女子の種別	
(1) 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの	母子及び寡婦 福祉法第6条 第1項本文
(2) 离婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの	同項第1号
(3) 配偶者の生死が明らかでない女子	同項第2号
(4) 配偶者から遺棄されている女子	同項第3号
(5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子	同項第4号
(6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの女子	同項第5号
(7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子	母子及び寡婦 福祉法施行令 第1条第1号
(8) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの	同条第2号

別表1の1 (第2の2の(4)) 配偶者のない男子の定義

配偶者のない男子の種別	
(1) 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの	
(2) 离婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの	
(3) 配偶者の生死が明らかでない男子	
(4) 配偶者から遺棄されている男子	
(5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの男子	
(6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子	

別表4 (第2の2の(3)) 父母のない児童の定義

父母のない児童の種別	
(1) 父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ。）と死別した児童	旧母子福祉資金の貸付等に関する法律第2条 第2項本文
(2) 父母の生死が明らかでない児童	同項第1号
(3) 父母から遺棄されている児童	同項第2号
(4) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童	同項第3号
(5) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができないところの児童	同項第4号
(6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童	同法施行令第1条第1号
(7) 存在している父母のいずれもそれぞれ上記(2)から(6)までに掲げる事情のいずれかに必ず該当しているところの児童	同条第2号

別表2 (児童扶養手当施行令 別表第1)

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしやくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能に障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第45条に規定する通信課程並びに同法第48条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の高等部
- 4 学校教育法第82条の3に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第83条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表 5

公費負担医療制度(例示)

種 別	対 象 疾 病 等	対 象 の 範 囲		制 度 の 内 容		申 請 の 手 続 き		医療費給付の方法
		対象年齢等	所得制限	自己負担分の取扱	申請のための文書料	申請に必要な書類	提出先	
更 生 医 療 (身体障害者福祉法 第19条)	肢体不自由、慢性じん不全 角膜混濁、心房中隔欠損症 など	18歳以上 有	徴収基準 有	医療機関 に納付	厚生大臣又は知事指定の医療機関に入院、通院した身体障害者が機能回復をするために必要な医療の給付 一厚生病院券により受診	厚生医療給付申請書 茨城県身体障害者更生相談所 で判定を受ける	市町村	現物給付 償還払い
育 成 医 療 (児童福祉法第20条)	肢体不自由、心臓疾患など 臓疾患など	18歳未満 有	徴収基準 有	医療機関 に納付	厚生大臣指定の医療機関に入院、通院した身体障害者が機能回復をするために必要な医療の給付 一育成医療券により受診	育成医療給付申請書、育成医療意見書、世帯調査、課税証明書等	保健所	現物給付 償還払い
養 育 の 給 付 (児童福祉法 第21条の9)	結核、骨・関節結核	18歳未満 有	徴収基準 有	県に納付	厚生大臣指定の医療機関に入院した結核児童の医療の給付、学習療養生活に必要な物品の支給 一療育医療券により受診	療育給付申請書、療育医療意見書、世帯調査、課税証明書等	保健所	現物給付 償還払い
養 育 の 医 療 (母子保健法第20条)	出生児身体の発育が未熟の 者	未熟兒 有	徴収基準 有	県に納付	出生児に体重2,000g以下の未熟兒、未熟兒であつて特に生活力の薄弱な者が指定医療機関へ入院した場合の医療の給付ー養育医療券により受診	養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調査、課税証明書等	保健所	現物給付 償還払い
小兒慢性特 定疾患	悪性新生物、慢性腎疾患、 慢性心疾患、ぜんそく、内 分泌疾患、膠原病等	18歳未満 20歳未満 無	徴収基準 有	県に納付	出生児に体重2,000g以下の未熟兒、未熟兒であつて特に生活力の薄弱な者が指定医療機関へ入院した場合の医療の給付ー養育医療券により受診	小児特定疾患医療券交付申請書、特定疾患治療研究患者診断書等	保健所	現物給付 償還払い
特定疾患治 療研究 (厚生事務 次官通達)	スモン、難治性の肝炎のう ち激症肝炎、重症急性肝炎、 ブリオン病	無	有料	外 来 1日1千 円限度 2回まで 入 院 月1万4 千円まで (重症患 者と認定 された方 を除く)	治療が極めて困難でその治療費も高額であるわゆる難病について、医療の確立と医療負担の軽減を図る。知事が委託する医療機関で治療する場合とする。 (一般特定疾患の場合は委託医療機関以外でも適用される。) 治療研究期間1年内(悪性新生物の場合は4ヶ月)を限度とする。(期間の更新可能) 疾病により入院のみ適用、入院外来とも適用の区分あり。	一般特定疾患医療券交付申請書、臨床調査個人調査票、住民票抄本	保健所	現物給付
(通院治療) 一般患者 に対する医療(精神保 健福祉法第32条)	精神疾患	なし	なし	なし	精神障害であること、病院等へ入院していないこと、 戦傷病者特別援助法が優先。	(2年ごとに更新)	市町村	現物給付
一般患者に対する医療 (結核予防法第34条)	結核	なし	なし	なし	その治療費にかかる費用の95%を負担 戦傷病者特別援助法が優先。	(6月ごとに更新)	保健所	現物給付

別表6 児童福祉施設等における医療の公費負担制度

種 別	設 置 の 根 拠 条 項	措 置 等 の 根 拠 条 項	医 療 給 付 の 有 無	県 内 設 置 施 設 数	施 設 所 在 市 町 村
助 産 施 設	児童福祉法 36条	児童福祉法 22条	○	—	
乳 児 院	37条	27条 1項(3号)	○	2	水戸、高萩の各市
児童養護施設	41条	同上	○	13	水戸、日立、土浦(2)、 下館、常陸太田、高萩 (2)、つくばの各市、 茨城、友部、那珂(2) の各町
知的障害児施設	42条	同上	○	10	下館、取手、つくば(2)、 鹿嶋の各市、内原、茨城、 岩瀬、猿島(2)の各町
ろうあ児施設	43条の2	同上	○	1	水戸市
肢体不自由児施設	43条の3	同上	○	1	水戸市
重症心身 障害児施設	43条の4	同上	○	4	高萩市、東海、内原、 総和の各町村
情緒障害児 短期治療施設	43条の5	同上	○	—	
児童自立支援施設	44条	同上	○	1	那珂町
一時保護所	17条	33条	○	1	水戸市
里 親		27条 1項(3号)	○	178	登録された各個人

(3) 茨城県医療福祉費等補助金交付要項

昭和48年7月31日制定
昭和52年2月25日全部改正
昭和58年10月7日一部改正
昭和59年10月19日一部改正
昭和61年6月24日一部改正
昭和63年11月21日一部改正
平成元年8月19日一部改正
平成2年10月24日一部改正
平成3年3月30日一部改正
平成4年3月31日一部改正
平成5年5月24日一部改正
平成6年11月1日一部改正
平成7年9月20日一部改正
平成8年9月13日一部改正
平成9年10月23日一部改正
平成10年10月26日一部改正
平成12年11月7日一部改正
平成13年3月30日一部改正
平成15年3月27日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、市町村条例に基づく医療福祉費支給事業の実施の円滑を図るため、この事業を実施する市町村に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要項によるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要項において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（大正11年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第192号）

2 この要項において「対象者」とは、次の各号に掲げるもののうち、当該市町村に住所を有し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、同法第116条の2の規定により当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者を含む。）、老人保健法（昭和57年法律第80号）の適用者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、同法第25条第6項の規定により当該市町村の長が行う医療の給付を受ける者を含む。）又は社会保険各法による被保険

者、組合員若しくは被扶養者である者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助を受けている者及び別表1に掲げる対象者の区分に応じ当該各欄に掲げる所得を有する者を除く。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(2) 乳幼児 3歳未満の者をいい、次のように分ける。

ア 乳児 1歳未満の者

イ 幼児 1歳以上3歳未満の者（重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(3) ひとり親家庭

次に掲げる者（乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子家庭の母子

(ア) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。以下「配偶者のない女子」という。）で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

a 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）

b 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）で、児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害の状態にある児童

c 20歳未満の児童で別に定める（「医療福祉対策実施要領」参照）学校に在学している児童

(イ) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの（ア）のa、b及びcに掲げる児童

(ウ) アの（イ）に掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）

イ 父子家庭の父子

(ア) 別に定める（「医療福祉対策実施要領」参照）配偶者のない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。以下「配偶者のない男子」という。）でアの（ア）のa、b及びcに掲げる児童を現に監護している者及びその児童

(イ) アの（イ）に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

をしたことのない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）

（4）重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数が35以下と判定された者

ウ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害とされる者

3 この要項において「医療福祉費」とは、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、老人保健法又は社会保険法各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の給付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費、高額医療費若しくは特例療養費が支給されることとなる場合又は標準負担額減額に関する特例の適用を受けることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに、その満たない額に相当する額をいう。

4 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める病院又は診療所並びに同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関（以下「保険医療機関等」という。）で入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療以外のものを受けた場合並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）に指定訪問看護をうけた場合は、医療に要する費用の額に満たない額から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに1日につき500円（1日の対象者が負担する額が500円に満たない場合は、当該満たない額）を控除した額とする。この場合において、同一の月に同一の保険医療機関等及び指定訪問看護事業者において2回医療等を受けたときは、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るものについては控除しないものとする。

（補助事業及び補助率等）

第3条 規則第2条第2項に規定する補助事業及び補助率等は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、医療福祉費等補助金交付申請書（様式第1号）により別に指定する日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条に規定する交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

(変更申請)

第6条 市町村長は、補助金交付決定後の事情の変更により変更申請を行う場合は、医療福祉費等補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(概算交付)

第7条 この補助金は、交付決定額の80パーセントに相当する額を概算交付することができる。

(状況報告)

第8条 市町村長は、その月における事業状況を翌月20日までに別に定める様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、規則第13条に規定する実績報告を事業実績報告書（様式第3号）により別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、様式第4号によるものとする。

(その他)

第11条 その他この要項に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要項は、昭和51年度分から適用する。ただし、母子家庭の母子及び所得制限に関する規定は、昭和52年1月1日から適用する。
- 2 茨城県医療福祉費等補助金交付要項（昭和48年7月31日制定。以下「旧要項」という。）は、廃止する。
- 3 旧要項に基づいてなされた申請、通知等は、この要項の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則

- 1 この要項は、昭和58年度分から適用する。ただし、別表2の改正中、医療機関からの昭和58年2月請求分に係る事務交付金については、従前の例による。
- 2 老人に係る医療福祉費については、昭和58年1月31日以前の診療分は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、昭和59年10月1日以降の診療分から適用する。

付 則

- 1 この要項は、昭和60年8月1日から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保険団体連合会での昭和61年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、昭和63年度分から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保険団体連合会での昭和63年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成元年度分から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保険団体連合会での平成元年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成2年度分から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保険団体連合会における平成2年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成3年7月1日から適用する。ただし、別表2の改正規定は、平成3年度から適用し、茨城県国民健康保険団体連合会における平成3年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

- 2 別表1の乳児に係る改正規定は、平成3年7月1日以降に出生した乳児について適用し、同日前に出生した乳児については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成4年度分から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保健団体連合会における平成4年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成5年度分から適用する。ただし、改正中、茨城県国民健康保健団体連合会における平成5年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成6年10月1日から適用する。ただし、別表2の改正規定は、平成6年度から適用し、茨城県国民健康保険団体連合会における平成6年3月までの審査分に係る審査支払手数料については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項は、平成8年1月1日

以降の診療分から適用する。

付 則

この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項は、平成9年1月1日以降の診療分から適用する。

付 則

この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項は、平成10年1月1日以降の診療分から適用する。

付 則

この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項（以下「改正後の要項」という。）は、平成10年11月1日以降の診療分から適用する。ただし、改正後の要項第2条第2項第5号は、平成10年4月1日以降の診療分から適用する。

付 則

この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項は、平成12年度分から適用する。

付 則

この要項による改正後の茨城県医療福祉費等補助金交付要項は、平成15年度分から適用する。

別表1

区分	所得
妊産婦	<p>1 妊娠の届出日において、その者の前年の所得又はその者の配偶者（事実婚を含む。）の前年の所得（当該届出日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この項及び次項において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第22号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき。</p> <p>2 その民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）のうち、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
乳幼児	<p>1 出生の日並びに1歳及び2歳の誕生日において、その父又は母の前年の所得が基準額以上であるとき。</p> <p>2 その父母を除く扶養義務者のうち、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
ひとり親家庭	<p>1 そのいづれかの者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療福祉費については、前々年の所得とする。以下この項及び次項において同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあっては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置令」という。）第46条第4項に定める額（以下「7月1日現在における遺族基礎年金（母子福祉年金等から移行した者）の支給制限額」という。）以上であるとき。</p> <p>2 その扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が、1,000万円以上であるとき。</p>
重度心身障害者等	その者の前年の所得又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得若しくは重度心身障害者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、1,000万円以上であるとき。

別表2

1 補助事業	2 経費の区分	3 補助額	4 基 準 額	5 対象経費	6 補助率
医療福祉費支給事業	医療福祉費	第2欄に掲げる経費の区分ごとに第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から返還金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額	医療福祉費の支給に要した経費 医療福祉費支給事務に要する経費で次により算定した額の合計額 1 医療費審査支払手数料 審査支払件数 ×72円 2 医療福祉費支給に係る事務費 対象者数 ×250円 (対象者数は、当該年度の7月31日現在数とする。)	扶助費 医療福祉費支給事務に要した次の経費の合計額 賃金・旅費・需要費・役務費・備品購入費・委託料・使用料及び賃借料交付金	1/2 ただし、特別の事情があると知事が認めた場合は別に定めるところによる。
	事務費	事務交付金	医療福祉費支給事業の実施に伴い市町村が医療機関に交付する事務交付金 次により算定した額の合計で当該年度に支弁した額 医療機関からの請求件数 ×180円		

様式第1号

市町村番号・名		
---------	--	--

茨城県知事 橋本昌殿

平成 年度医療福祉費等補助金交付申請書

標記のことについて、次により県補助金を交付されたく、茨城県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

(1) 申請金額 金 円

内訳

妊産婦医療福祉費補助金

円

乳児 "

円

幼児 "

円

母子 "

円

父子 "

円

重度心身障害者 "

円

65歳以上の重度心身障害者 "

円

(2) 申請金額の算出基礎・費用別算出明細(別紙1)

(3) 所要額算出調書(別紙2)

別紙1

平成 年度医療福祉費等補助金交付申請金額の算出基礎

(I) 妊産婦

区分	対象経費の支出予定金額 A 千円	返還金・その他の収入 B 千円	補助金額 (A - B) C 千円	補助金所要額 (C × 1 / 2) D 千円
医療費 ①				
支給事務費 ②				
事務交付金 ③				
小計 (② + ③) ④				
計 (① + ④) ⑤				

(注) 単位は千円未満を切り捨てる。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ① 円
妊娠 婦	人 あ	

(2) 事務費

区分	支出予定額 E 円	基 準 額			対象経費の支出予定金額 (E と F のいづれか低い額) A 円
		員数	単価	金額 F 円	
支給事務費	人 け	250円		円 ②	
事務交付金	件 こ	180円		円 ③	
計	円			円 ④	

(II) 乳児

区分	対象経費の支出予定金額 A 千円	返還金・その他の収入 B 千円	補助金額 (A - B) C 千円	補助金所要額 (C × 1 / 2) D 千円
医療費	①			
審査支払手数料	②			
支給事務費	③			
事務交付金	④			
小計(②+③+④)	⑤			
計(①+⑤)⑥				

(注) 単位は千円未満を切り捨てる。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ① 円
乳児	人い	

(2) 事務費

区分	支出予定額 E 円	基 準 額 員 数 件 人 件	対象経費の支出予定金額 (E と F のいづれか低い額) A 円
審査支払手数料	く	72円 件	② 円
支給事務費	け	250円 人	③ 円
事務交付金	こ	180円 件	④ 円
計	こ		⑤ 円

(III) 幼児

区分	対象経費の支出予定額 A	返還金・その他の収入 B	補助金額 (A - B)	C	補助金所要額 (C × 1/2)	D
医療費	①	千円	千円	千円	千円	千円
審査支払手数料	②					
支給事務費	③					
事務交付金	④					
小計 (②+③+④)	⑤					
計 (①+⑤) ⑥						

(注) 単位は千円未満を切り捨てる。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ①
幼児	人 う	円

(2) 事務費

区分	支出予定額 E	基 準 額	対象経費の支出予定金額 (EとFのいづれか低い額) A
	員数	単価	円
審査支払手数料	く 円	72円	② 円
支給事務費	け 円	250円	③ 円
事務交付金	こ 円	180円	④ 円
計	円		⑤ 円

(IV) 母子

区分	対象経費の支出予定額 A	返還金・その他の収入 B	補助金額(A-B) C	補助金所要額(C×1/2) D
医療費	① 千円	千円	千円	千円
審査支払手数料	②			
支給事務費	③			
事務交付金	④			
小計(②+③+④)	⑤			
計(①+⑤)⑥				

(注) 単位は千円未満を切り捨てること。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ①
母子	人え	円

(2) 事務費

区分	支出予定額 E	基 準 額			対象経費の支出予定金額(EとFのいづれか低い額) A
		員 数	単 価	金 領 F	
審査支払手数料	円く	件	72円	円	② 円
支給事務費	円け	人	250円	円	③ 円
事務交付金	円こ	件	180円	円	④ 円
計	円			円	⑤ 円

(V) 父子

区分	対象経費の支出予定額 A	返還金・その他の収入 B	補助金額 (A - B)	C	補助金所要額 (C × 1 / 2)	D
医療費	①	千円	千円	千円	千円	千円
審査支払手数料	②					
支給事務費	③					
事務交付金	④					
小計 (②+③+④)	⑤					
計 (①+⑤)⑥						

(注) 単位は千円未満を切り捨てる。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ①
父子	人 1	円

(2) 事務費

区分	支出予定額 E	基 準 額	対象経費の支出予定金額 (E と F のいづれか低い額) A
員 数	単 価	金 額 F	円 ②
審査支払手数料	円 く 件	72円	円 ②
支給事務費	円 け 人	250円	円 ③
事務交付金	円 こ 件	180円	円 ④
計	円		円 ⑤

(VI) 重度心身障害者

区分	対象経費の支出予定金額 A 千円	補助金額(A-B) C 千円	補助金所要額(C×1/2) D 千円
医療費 ①			
審査支払手数料 ②			
支給事務費 ③			
事務交付金 ④			
小計(②+③+④) ⑤			
計 (①+⑤) ⑥			

(注) 単位は千円未満を切り捨てること。

(1) 医療費

対象者の区分	人 数	対象経費の支出予定金額 ① 円
重度心身障害者	人か	

(2) 事務費

区分	支出予定額 E	基 準 額			対象経費の支出予定金額(EとFのいづれか低い額) A 円
		員 数	単 価	金 額 F 円	
審査支払手数料	円く 円け	件 人	72円 250円	円 円	② ③
支給事務費	円こ	件	180円	円	④
事務交付金	円			円	⑤
計					

(VII) 65歳以上重度心身障害者

区分	対象経費の支出予定額	A 返還金・その他の収入	B 千円	C 補助金額(A-B)	D 補助金所要額(C×1/2)
医療費	①				千円
審査支払手数料	②				
支給事務費	③				
事務交付金	④				
小計(②+③+④)	⑤				
計(①+⑤)⑥					

(注) 単位は千円未満を切り捨てること。

(1) 医療費

対象者の区分	人數	対象経費の支出予定額①
65歳以上重度心身障害者	人き	円

(2) 事務費

区分	支出予定額E	基準額			対象経費の支出予定額(EとFのいづれか低い額)A
		員数	単価	金額F	
審査支払手数料	円く	件	72円		円②
支給事務費	円け	人	250円		円③
事務交付金	円こ	件	180円		円④
計	円				円⑤

平成 年度医療福祉費等所要額算出調書

医療費(平成 年3月～8月診療分実績)

種別		妊産婦			乳児		
診療月(現金の支払月)	件数(現物のみ)	一部負担金額A	外来自己負担金額B	支払金額(A-B)	件数(現物のみ)	一部負担金額A	外来自己負担金額B
3月(4月)							
4月(5月)							
5月(6月)							
6月(7月)							
7月(8月)							
8月(9月)							
計 C							
年間見込 [C+C*X]							

種別		幼児			母子		
診療月(現金の支払月)	件数(現物のみ)	一部負担金額A	外来自己負担金額B	支払金額(A-B)	件数(現物のみ)	一部負担金額A	外来自己負担金額B
3月(4月)							
4月(5月)							
5月(6月)							
6月(7月)							
7月(8月)							
8月(9月)							
計 C							
年間見込 [C+C*X]							

種別 診療月(現金の支払月) 件数(現物のみ)	父		子		重度心身障害者等		65歳以上重度心身障害者	
	一部負担金額 A 外来自己負担金額	支払金額 B 支払金額(A-B)	件数(現物のみ)	支払金額(現金を含む) 件数(現物のみ)	件数(現物のみ)	支払金額(現金を含む) 件数(現物のみ)	支払金額(現金を含む) 件数(現物のみ)	
3月(4月)								
4月(5月)								
5月(6月)								
6月(7月)								
7月(8月)								
8月(9月)								
計 C								
年間見込 [C+C*X]								

種別 診療月(現金の支払月) 件数(現物のみ)	合 計		
	一部負担金額 A 外来自己負担金額	B	支払金額 (A-B)
3月(4月)			
4月(5月)			
5月(6月)			
6月(7月)			
7月(8月)			
8月(9月)			
計 C			
年間見込 [C+C*X]			

(注)「年間見込み」算出する際の係数Xはとしたこと。

2 事務費

(1) 審査支払手数料

区分	年間見込受診件数	単価	基準額(×単価)F 円
妊娠婦	件	—	—
乳児		72 円	
幼児			
母子			
父子			
重度心身障害者			
65歳以上の重度障害者			
合計			

(2) 支給事務費

区分	7月31日現在対象者数 人	け	支出予定額 a	支出予定額 (a ÷ b × 対象者数)E	基準額(×単価)F 円	単価
妊娠婦						
乳児						
幼児						
母子						
父子						
重度心身障害者						
65歳以上の重度障害者						
合計 b						

2 事務費
(3) 事務交付金

支払月 事務交付金件数	4月 件	5月 件	6月 件	7月 件	8月 件	9月 件	計 件	年間見込交付件数 [D+D*X] こ	単価 件	基準額 (こ×単価) F 円

(注) 事務交付金の「年間見込」の件数を算出する際の係数Xは、「1 医療費」の際に用いた数値とすること。

様式第2号

第
号
平成 年 月 日

殿

茨城県知事

平成 年度医療福祉費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった医療福祉費等補助金については、茨城県補助金交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 この補助金の交付の対象となる事業は、医療福祉費事業を実施するための事務であり、その内容は、平成 年 月 日付申請書記載のとおりであること。

2 補助金の額は次のとおりであること。

補助金の額	金	円
内訳	乳幼児等	円
	妊産婦	円
(概算交付額)	金	円)
内訳	乳幼児等	円
	妊産婦	円

3 補助金の額の確定は、茨城県補助金等交付要項第14条の定めるところによる。

様式第3号

市町村番号・名

平成年月日 第号

茨城県知事 橋本昌殿

印

平成 年度医療福祉費等補助金 変更交付申請書
事業実績報告書

平成 年 月 日付厚指第 号により交付決定を受けた医療福祉費等支給事業については、次により変更交付を受けたいので申請します。

あわせて、事業実績について茨城県補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

(変更交付関係)

- (1) 追加(減額)交付申請額 金 円
(2) 内訳

変更後補助所要額	既交付決定額	差引交付所要額
円	円	円

(実績交付関係)

- (1) 追加(返納)所要額 金 円
(2) 内訳

変更後交付決定額	既収入済額	差引過不足額
円	円	円

内訳

妊娠婦医療福祉費補助金	円
乳児	円
幼児	円
母子	円
父子	円
重度心身障害者	円
65歳以上の重度心身障害者	円

(添付書類)

実績額算出調書(別紙)

振込先金融機関名	
預貯金種類	
口座番号	
名義人	

平成 年度医療福祉費等実績算出調書

I 妊産婦医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A 円	返還金・その他の収入 B 円	補助基本額 (A - B) C 円	補助所要額 (C × 1 / 2) D 円
医療費①				
支給事務費②				
事務交付金③				
小計(②+③)④				
計(①+④)⑤				

2. 費用別算出明細 (1) 医療費

対象者の区分	人 数	支払金額(証明分) a (証明分)	対象経費の支出額	
			支払金額(現金分) b 円	合計 c 円
妊娠婦	人	円	円	円

薬剤一部負担金(再掲)

(2) 事務費

区分	支出額 E 円	基準額(支給事務費の人数は7月31日現在数) F 員数	対象経費の支出額	
			単価	金額
支給事務費	円	人	円	(EとFのいづれか低い額) A 円
事務交付金	円	件	円	円
計	円		円	円